

# 情報提供

那医発第154号  
令和6年6月27日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 友利 博朗

担当理事 小禄 雅人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「保健師等専門職の IHEAT.JP 登録へのご協力について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆問合せ先 例覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579)

\*\*\*\*\*記\*\*\*\*\*

沖医発第407号  
令和6年6月20日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 中田安彦

## 保健師等専門職の IHEAT.JP 登録へのご協力について（依頼）

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

新型コロナウィルス感染症の感染拡大のたびに地域保健の拠点である保健所の業務が逼迫した経験を踏まえ、感染症まん延等の健康危機発生時に備えた保健所体制の強化が求められており、その対策の一つとして、IHEAT（広域的な感染症まん延時等に地域の保健師等専門職が保健所等の業務を支援する仕組み）が地域保健法に位置付けられたところです。

本件は、沖縄県においても IHEAT の法定化に伴い、今後は IHEAT.JP (IHEAT 運用支援システム) を活用した保健師等専門職の登録や登録者への応援要請等、健康危機発生時に備えた体制整備を推進する為、IHEAT.JP 登録の協力をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきまともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1.申請期限

通年

※基礎研修を受講される方は令和6年6月28日（金）までにお申込みください。

#### 2.対象職種

保健所等の業務の支援が可能な専門職（添付のリーフレット参照）

※これまで保健所派遣に参加されていない方へも是非ご案内ください。

#### 3.登録申請フォーム

※リーフレットをご参照ください。

#### 4.添付資料

「IHEAT.JP 登録にご協力ください」（リーフレット）

#### ● 保健師等専門職の IHEAT.JP 登録へのご協力について（依頼）

（令和6年6月7日（保感第213号））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp

沖縄県医師会



令和6年6月7日  
保感第 213 号

関係機関の長 各位

沖縄県保健医療介護部  
感染症対策課長  
(公印省略)

#### 保健師等専門職の IHEAT.JP 登録へのご協力について（依頼）

沖縄県の感染症対策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のたびに地域保健の拠点である保健所の業務が逼迫した経験を踏まえ、感染症まん延等の健康危機発生時に備えた保健所体制の強化が求められており、その対策の一つとして、IHEAT（広域的な感染症まん延時等に地域の保健師等専門職が保健所等の業務を支援する仕組み）が地域保健法に位置づけられました。

県においても IHEAT の法定化に伴い、今後は IHEAT.JP (IHEAT 運用支援システム) を活用した保健師等専門職の登録や登録者への応援要請等、健康危機発生時に備えた体制整備を推進してまいります。

つきましては、IHEAT 運用に関してご理解を賜り、また貴団体職員へのリーフレットの配布及び IHEAT.JP 登録のご協力についてご案内いただきますようお願い申し上げます。  
なお、本書は IHEAT.JP への登録依頼であり、応援を要請するものではありません。

#### 記

##### 1. 申請期限

通年

\* 基礎研修を受講される方は令和6年6月16日（日）までにお申込みください。

##### 2. 対象職種

保健所等の業務の支援が可能な専門職（添付のリーフレット参照）

\* これまで保健所派遣に参加されていない方へも是非ご案内ください。

##### 3. 登録申請フォーム

\* リーフレットをご参照ください。

##### 4. 添付資料

「IHEAT.JP 登録にご協力ください」（リーフレット）

#### 【問い合わせ先】

沖縄県保健医療介護部感染症対策課

感染症予防班 伊禮

TEL: 098-866-2013

## IHEAT 要員募集要項

### 1 趣旨

新興感染症等の発生又はまん延等の健康危機発生時（以下「感染症健康危機発生時」という。）における、沖縄県内（那覇市を含む。）の保健所で保健師等専門職が不足した場合の支援について、沖縄県職員又は那覇市職員による応援だけでは対応が困難となることが想定されるので、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条に基づき IHEAT 要員として保健所等業務の支援を行う人員を確保することとする。

この要項は、IHEAT 要員の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 事務局

沖縄県感染症対策課（以下「事務局」という。）

### 3 募集要件

IHEAT 要員の募集対象者は次の要件を全て満たす者とする。

#### （1）次のいずれかの免許を有する者

保健師、看護師、医師、歯科医師、薬剤師、助産師又は管理栄養士

#### （2）感染症健康危機発生時に、沖縄県からの保健所等業務への応援要請に応じができる者

#### （3）感染症健康危機発生時に、沖縄県又は那覇市の会計年度任用職員への任用が可能な者

### 4 登録方法

#### （1）登録手順

ア 件名に「IHEAT 登録希望」と記載し、本文に住所、氏名、職種、電話番号、メールアドレスを入力の上、iheat-info@jpha.or.jp（日本公衆衛生協会 IHEAT 事務局）あてにメールを送信する。

イ 日本公衆衛生協会 IHEAT 事務局の返信メールに添付されている「登録申請様式」に必要な事項を記入し、国家資格免許証の写しを添付してメール又は郵送にて返送する。

メールアドレス：iheat-info@jpha.or.jp

郵送先：〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8 日本公衆衛生協会 IHEAT 事務局

ウ IHEAT.jp に仮登録されるとメールが送信されるので、案内に従い本登録を行う。

#### （2）登録の更新

IHEAT 要員は年に 1 回 IHEAT.jp の登録内容を更新する。

#### （3）登録の解除

IHEAT 要員の登録解除は IHEAT.jp にて行うことができる。

## 5 研修

(1) IHEAT 要員は事務局が実施する研修等を毎年受講し、資質の向上に努めることとする。

なお、研修の詳細については、別途 IHEAT 研修実施要項に定める。

(2) 第一項の研修を受講しており、かつ希望する者に対して、事務局は国が実施する専門講習への受講推薦を行う。

ただし、専門講習の受講に対する謝礼金及び旅費の支給はないものとする。

## 6 感染症健康危機発生時の活動

### (1) 身分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とする。

### (2) 保健所等業務の支援手順

ア 感染症健康危機発生時に、事務局が会計年度任用職員の任用手続を案内する。

IHEAT 要員は案内の通りに手続を行う。

イ 保健所が業務支援を要した場合、IHEAT.jp を通じて事務局から IHEAT 要員へ応援要請を行う。

ウ IHEAT 要員は応援要請に対して IHEAT.jp から次の事項について回答する。

なお、他に営利企業に従事している者は IHEAT 要員が勤務先と調整の上回答する。

① 応援の可否

② 応援可能な保健所（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所又は那覇市保健所）

③ 応援可能な日程

④ 応援可能な業務内容

エ 事務局から勤務シフト案を送信、IHEAT 要員は IHEAT.jp から承諾又は拒否を回答する。なお、勤務先と調整の上で回答する。

オ IHEAT 要員は決定した勤務シフトの通り、保健所等で業務支援を行う。

カ IHEAT 要員は IHEAT.jp の日報機能から活動内容を報告する。

### (3) 業務内容

感染症健康危機発生時における IHEAT 要員の業務内容は次の通り。

ア 感染症健康危機に対応するための保健所等の業務

① 積極的疫学調査

② 患者・濃厚接触者の健康観察

③ 検査業務

④ 調整業務

- ⑤ 就業制限・入院勧告に係る業務
- ⑥ 事務業務
- ⑦ 電話相談対応
- ⑧ 患者搬送従事
- ⑨ ワクチン接種業務
- ⑩ 保健所マネジメント業務及び助言
- ⑪ その他当該感染症対応業務

イ 保健所の通常業務（健康づくり、精神保健、母子保健、難病対策、平常時の感染症業務）

※平常時に当該業務に従事している保健所職員が前項の感染症業務に従事する場合。

(4) 報酬

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）に基づき報酬及び旅費を支給する。

(5) 守秘義務

IHEAT要員は地方公務員法第34条又は地域保健法第21条第3項に基づいて、業務に関して知り得た情報について守秘義務を有する。

(6) 災害補償

IHEAT要員の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところとする。

(7) 那覇市保健所への業務支援について

那覇市保健所の業務支援を行う場合は、那覇市の会計年度任用職員の任用となる。

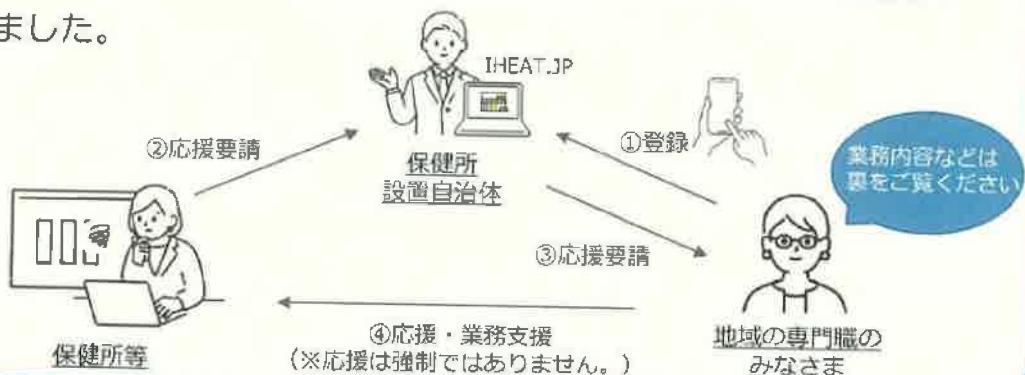
7 附則

この要項は令和6年4月1日に施行する。

# IHEAT.JP登録にご協力ください

## 1 IHEATとは

- Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。
- 感染症のまん延等の健康危機が発生したときに、IHEAT.JPに登録している地域の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みです。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により保健所業務が逼迫したことをきっかけに、健康危機の際の人材バンクとして創設されました。



## 2 登録可能な専門職

- 医師、保健師、看護師、歯科医師、薬剤師、助産師  
管理栄養士等（※現役・退職は問わないが、行政職員は対象外）
  - パソコン、携帯、スマートフォンをお持ちの方
- ※応援要請等のやりとりはIHEAT.JP（WEBサイト）上で行います。

## 3 登録方法

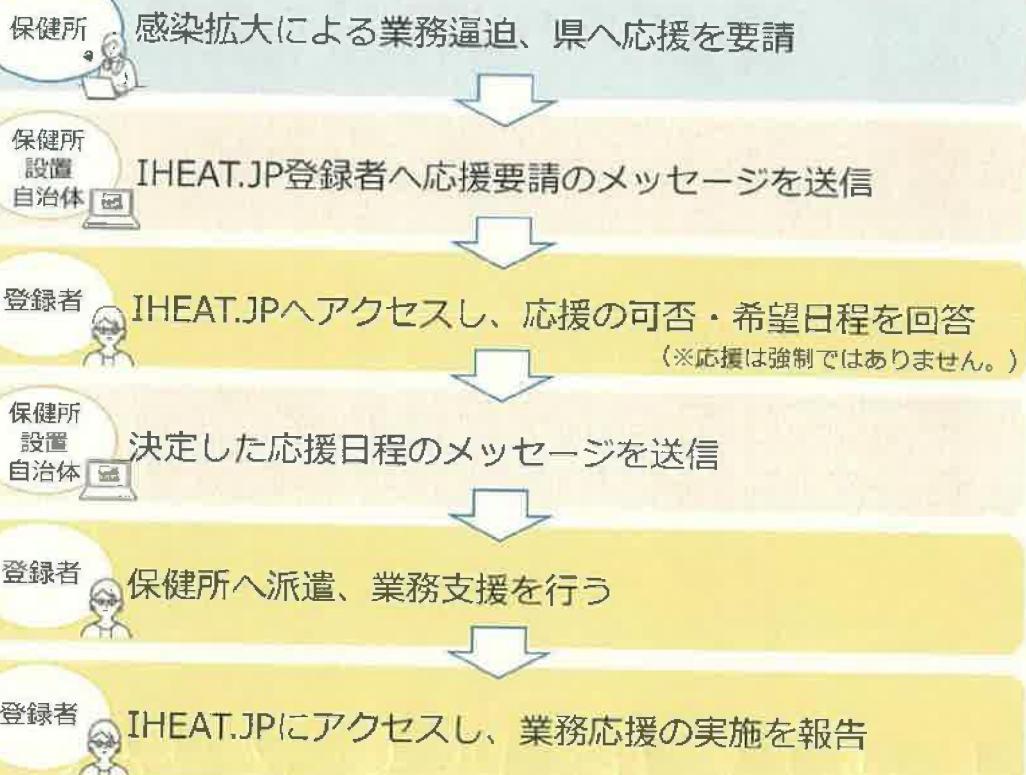
1. 日本公衆衛生協会IHEAT事務局 ([iheat-info@jpha.or.jp](mailto:iheat-info@jpha.or.jp)) あてに登録申込のメールを送信。  
件名に「IHEAT登録希望」と記入。
2. 本文：住所、氏名、職種、電話番号、メールアドレスを入力する。
3. 日本公衆衛生協会IHEAT事務局からの返信に添付されている、「登録申請様式」に必要な事項を記入し、国家資格免許証の写しを添付してメールまたは郵送にて返送。
4. IHEAT.jp仮登録後に送信されるメールに従い、IHEAT.jpの本登録。

#### 4 業務内容

- 感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所業務
  - ・積極的疫学調査
  - ・電話相談等
  - ・その他感染症対応
- 保健所通常業務（感染症対応等で通常業務従事者が不足した場合）
  - ・健康づくり
  - ・精神保健
  - ・難病対策 等

#### 5 活動の流れ

例：新型コロナウイルス感染症のまん延



#### 6 研修

- IHEAT.JP登録者向けの研修を予定しています。

#### 7 身分・報酬

- 保健所派遣時に県の会計年度任用職員として任用します。
- 勤務状況に応じて給与や旅費、研修参加謝金を支払います。

問い合わせ先：沖縄県保健医療介護部 感染症対策課 (TEL : 098-866-2013)